

規定の内容	モデル法との関係
<b>第一 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<b>一 趣旨</b>	
趣旨規定	なし
<b>二 定義</b>	<b>2条 定義及び解釈規則</b>
主な用語の定義規定（仲裁合意，仲裁廷及び主張書面の定義を設ける予定）	7条1項，1条5項，2条(b)
<b>三 適用範囲</b>	<b>1条 適用範囲</b>
1 仲裁地が日本国内にある場合について適用	1条2項
2 第二の二1，第二の三の規定についての例外	1条2項
3 第八の規定についての例外	1条2項
<b>四 裁判所の関与</b>	<b>5条 裁判所の介入範囲</b>
仲裁手続に関しての裁判所の権限行使の範囲	5条
<b>五 裁判所の管轄</b>	<b>6条 仲裁援助及び監督のため一定の職務を行う裁判所その他の機関</b>
1 裁判所が行う手続に係る事件の管轄裁判所	なし
2 2以上の管轄裁判所があるときは，先に申立てがあった裁判所が管轄	なし
3 管轄違いの移送	なし
<b>六 任意的口頭弁論</b>	
裁判所が行う手続についての任意的口頭弁論	なし
<b>七 裁判に対する不服申立て</b>	
裁判所が行う手続に係る裁判に対する不服申立て	なし
<b>八 仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与</b>	
1 仲裁地が定まっていない場合の裁判所に対する仲裁人選任等の申立て等	なし
2 1の申立てに係る事件の管轄裁判所	なし
<b>九 裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等</b>	
裁判所が行う手続に関する事件の記録の閲覧等	なし
<b>十 裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用</b>	
裁判所が行う手続について民事訴訟法を準用	なし
<b>十一 最高裁判所規則</b>	
裁判所が行う手続について最高裁判所規則へ委任	なし
<b>十二 書面によってする通知</b>	<b>3条 書面による通知の受領</b>
1 仲裁手続における書面によってする通知の効力が生ずる場合	3条1項柱書，(a)，(b)
2 書面によってする通知についての裁判所における送達の手立て	なし
3 当事者間に2の送達を行わない合意がある場合の同規定の不適用	なし
4 配達先が相当な調査をしても分からない場合の通知の方法及び通知の効力が生ずる時期	3条1項柱書，(a)，(b)
5 裁判所が行う手続において通知を行う場合の1及び4の不適用	3条2項
<b>第二 仲裁合意</b>	<b>第2章 仲裁合意</b>
<b>一 仲裁合意の効力等</b>	<b>7条 定義及び仲裁合意の方式</b>
1 仲裁合意の対象となる紛争（和解することができる民事上の紛争）	なし（1条5項に対応）
2 仲裁契約の書面性	7条2項
3 書面による契約における仲裁条項のある文書の引用	7条2項
4 電磁的記録の取扱い	なし
5 仲裁手続において一方の当事者が提出した主張書面に仲裁合意の内容の記載があり，他方の当事者が提出した主張書面にこれを争う旨の記載がない場合	7条2項
6 仲裁合意の独立性	16条1項
<b>二 仲裁合意と本案訴訟</b>	<b>8条 仲裁合意と裁判所における実体的権利の主張</b>
1 本案訴訟における仲裁合意の存在の主張の効果等	8条1項
2 仲裁合意の対象について訴訟係属中でも仲裁手続の続行等が可能	8条2項

規 定 の 内 容	モデル法との関係
<b>三 仲裁合意と裁判所の保全処分</b>	<b>9条 仲裁合意と裁判所による暫定措置</b>
仲裁合意の対象となる民事上の紛争に関する保全処分の申立て等	9条
<b>第三 仲裁人</b>	<b>第3章 仲裁廷の構成</b>
<b>一 仲裁人の数</b>	<b>10条 仲裁人の数</b>
1 仲裁人の数は当事者が合意により定める。	10条1項
2 (当事者の数が2人の場合) 1の合意がないときは、仲裁人は3人	10条2項
3 (当事者の数が3人以上の場合) 1の合意がないときは、当事者の申立てにより裁判所が定める。	なし
<b>二 仲裁人の選任</b>	<b>11条 仲裁人の選定</b>
1 仲裁人の選任手続は、当事者が合意により定める。	11条2項
2 (当事者の数が2人) 仲裁人が3人で選任手続の合意がないときの規律	11条3項(a)
3 (当事者の数が2人) 仲裁人が1人で選任手続の合意がないときの規律	11条3項(b)
4 (当事者の数が3人以上) 1の合意がないときは、当事者の申立てにより裁判所が仲裁人を選任	なし
5 当事者が定めた選定手続によっては仲裁人が選任されないときの規律	11条4項
6 仲裁人選任に当たって裁判所が考慮すべき事項	11条5項
<b>三 仲裁人の忌避</b>	<b>12条 忌避事由, 13条 忌避手続</b>
1 忌避の原因・仲裁人等の忌避原因開示義務	12条1項, 2項
2 忌避の手続	13条
<b>四 解任の申立て</b>	<b>14条 行為の懈怠又は不能</b>
裁判所に対する仲裁人解任の申立て	14条1項
<b>五 仲裁人の任務の終了</b>	
仲裁人の任務終了事由等	15条
<b>六 後任の仲裁人の選任方法</b>	<b>15条 代替仲裁人の選定</b>
後任の仲裁人の選任方法	15条
<b>第四 仲裁廷の特別の権限</b>	<b>第4章 仲裁廷の管轄</b>
<b>一 自己の仲裁権限の有無についての判断</b>	<b>16条 仲裁廷の管轄に関する決定権限</b>
1 仲裁廷は、仲裁権限について判断を示すことができる。	16条1項
2 仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張の提出期限	16条2項
3 仲裁権限について判断を示す方法	16条3項
4 裁判所に対する仲裁権限の有無についての決定を求める申立て	16条3項
<b>二 暫定措置又は保全措置</b>	<b>17条 暫定措置を命ずる仲裁廷の権能</b>
仲裁廷による暫定的・保全的措置の命令等	17条
<b>第五 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理</b>	<b>第5章 仲裁手続の進行</b>
<b>一 当事者の平等待遇</b>	<b>18条 当事者の平等待遇</b>
当事者の平等取扱い, 当事者のプレゼンテーションの機会の保障	18条
<b>二 仲裁手続の準則</b>	<b>19条 手続規則の決定</b>
1 当事者による仲裁手続の準則の決定	19条1項
2 当事者の合意がない場合の仲裁廷が適用と認める方法による仲裁手続の実施	19条2項
<b>三 異議権の放棄</b>	<b>4条 責問権の放棄</b>
補充規定等の違反についての異議権のみなし放棄	4条
<b>四 仲裁地</b>	<b>20条 仲裁地</b>
1 仲裁地は、当事者が合意により定めることができる。	20条1項
2 1の合意がない場合は仲裁廷が仲裁地を定める。	20条1項
3 仲裁廷は、仲裁地以外の場所においても評議, 審理ができる。	20条2項
<b>五 仲裁手続の開始及び時効の中断</b>	<b>21条 仲裁手続の開始</b>
1 仲裁手続の開始時期	21条
2 仲裁手続における請求は, 時効中断効を有する。	なし
<b>六 言語</b>	<b>22条 言語</b>
仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行う手続	22条

	規 定 の 内 容	モデル法との関係
<b>七 当事者の陳述の時期的制限</b>		<b>23条 申立及び答弁</b>
1	仲裁申立人の申立ての趣旨等の陳述義務等	23条1項
2	仲裁被申立人の、仲裁申立人の陳述した事項に対する自己の主張の陳述義務等	23条1項
3	陳述した事項についての変更・追加とその制限	23条2項
4	当事者間に別段の合意がある場合の1から3までの不適用	23条1項, 2項
<b>八 審理の方法</b>		<b>24条 審問及び書面による手続</b>
1	口頭審理を行う場合等	24条1項
2	当事者間に別段の合意がある場合の1の不適用	24条1項
3	当事者に対する口頭審理期日(日時・場所)の事前通知	24条2項
4	仲裁廷に提出した主張書面等の内容をその他の当事者が知ることができるようにする措置	24条3項
5	仲裁判断等の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を当事者が知ることができるようにする措置	24条3項
<b>九 不熱心な当事者がいる場合の取扱い</b>		<b>25条 当事者の懈怠</b>
1	仲裁申立人が七1に違反したときの仲裁手続の終了	25条柱書, (a)
2	仲裁被申立人が七2に違反したときの仲裁手続の続行	25条(b)
3	当事者が口頭審理の期日に出頭しない場合等の取扱い	25条柱書, (c)
4	当事者間に別段の合意がある場合の1から3までの不適用	25条柱書
<b>十 仲裁廷による鑑定人の選任等</b>		<b>26条 仲裁廷による鑑定人選任</b>
1	仲裁廷は、鑑定人を選任することができる。	26条1項
2	鑑定人の報告後の口頭審理、鑑定人の出席義務、当事者の質問権等	26条2項
3	当事者間に別段の合意がある場合の1及び2の不適用	26条1項柱書, 2項
<b>十一 裁判所により実施する証拠調べ</b>		<b>27条 証拠調べにおける裁判所の援助</b>
1	仲裁廷又は仲裁廷の同意を得た当事者の裁判所に対する証拠調べの実施の申立て	27条
2	1の申立てに係る事件を管轄する裁判所	なし
3	1項の申立てについての決定に対する即時抗告	なし
4	仲裁人の証人に対する質問権等、裁判所書記官による証拠調べ書の作成	なし
<b>第六 仲裁判断及び仲裁手続の終了</b>		<b>第6章 判断の作成及び手続の終了</b>
<b>一 仲裁判断において準拠すべき法</b>		<b>28条 紛争の実体に適用される規範</b>
1	仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定める。	28条1項
2	当事者の合意がない場合に適用される法(紛争に最も密接に関連する法)	28条2項
3	当事者の明示の求めがあるときの衡平と善による判断、契約及び慣習の考慮	28条3項, 4項
<b>二 合議体である仲裁廷の議事</b>		<b>29条 仲裁人の合議体による決定形成</b>
1	仲裁人の互選により仲裁廷の長を選任	なし
2	合議体の議事についての過半数原則と手続上の事項についての例外	29条
3	当事者間に別段の合意がある場合の1及び2の不適用	29条
<b>三 和解</b>		<b>30条 和解</b>
1	仲裁手続進行中に和解が成立し、当事者双方の求めがある場合の和解の合意を内容とする決定とその効力等	30条1項, 2項
2	仲裁人の和解勧誘とその承諾・撤回の方式(書面性)	なし
<b>四 仲裁判断書</b>		<b>31条 仲裁判断の形式及び内容</b>
1	仲裁判断書の作成義務、署名要件	31条1項
2	仲裁判断書の記載事項	31条2項, 3項
3	仲裁地において仲裁がされたものとみなす。	31条3項
4	仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを当事者に送付して通知	31条4項
<b>五 仲裁手続の終了</b>		<b>32条 手続の終結</b>
1	仲裁手続の終了事由(仲裁判断又は仲裁手続の終了決定)	32条1項
2	仲裁手続の終了決定をすべき場合	32条2項等
3	仲裁廷の任務の終了と例外(訂正、解釈、追加判断の場合)	32条3項
<b>六 仲裁判断の訂正、仲裁廷による解釈及び追加仲裁判断</b>		<b>33条 判断の訂正及び解釈。追加的判断</b>

規 定 の 内 容		モデル法との関係
仲裁判断の訂正, 仲裁廷による仲裁判断の解釈及び追加仲裁判断		33条
<b>第七 仲裁判断の取消し</b>		<b>第七章 判断に対する不服申立</b>
		34条 仲裁判断に対する排他的不服申立〔手段〕としての取消の申立
一	仲裁判断取消しの申立て	34条1項, 2項
二	仲裁判断取消しの申立ての申立期間	34条3項
三	一の申立てに係る事件の移送, 即時抗告	なし
四	一の申立てについての審理の方式	なし
五	仲裁判断を取り消す場合	34条2項
六	一の申立てについての決定に対する即時抗告	なし
<b>第八 仲裁判断の承認及び執行決定</b>		<b>第八章 判断の承認及び執行</b>
<b>一 仲裁判断の承認</b>		35条 承認及び執行
	仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。)は, 承認拒絶理由がある場合を除き, 確定判決と同一の効力を有する。	35条1項, 36条1項
<b>二 仲裁判断の執行決定</b>		36条 承認又は執行の拒否事由
1	裁判所に対する執行決定の申立て	35条1項, 2項
2	1の申立てを受けた裁判所による手続の中止	36条2項
3	1の申立てに係る事件の管轄裁判所, 事件の移送, 即時抗告	なし
4	裁判所が執行決定をすべき場合	35条1項, 36条1項
5	裁判所が申立てを却下できる場合	35条1項, 36条1項
6	審理の方法及び不服申立て	なし
<b>第九 雑則</b>		
<b>一 仲裁人の報酬</b>		
1	仲裁人は当事者が合意により定める報酬を受領可	なし
2	1の合意がないときは, 仲裁廷が仲裁人の報酬を決定。報酬は, 相当な額でなければならない。	なし
<b>二 仲裁費用の予納</b>		
	仲裁費用の概算額の予納命令, 予納がない場合の仲裁手続の中止・終了	なし
<b>三 仲裁費用の分担</b>		
1	仲裁手続に関して支出した費用の当事者間での分担は, 当事者が合意により定める。合意がないときは, 各自負担	なし
2	当事者間に合意がある場合の仲裁費用の分担及び償還額についての仲裁廷による定めとその効力	なし
<b>第十 罰則</b>		
一	収賄, 受託収賄, 事前収賄, 第三者供賄, 加重収賄及び事後収賄並びに仲裁人に係る贈賄の罪	なし
二	一の罪についての国外犯処罰規定	なし
<b>第十一 施行期日等</b>		
<b>一 施行期日</b>		
	公布の日から起算して9か月を超えない範囲で政令で定める日から施行	なし
<b>二 経過措置等</b>		
1	仲裁合意の方式, 仲裁手続, 仲裁人忌避の訴え, 仲裁廷に対する忌避の申立て及び仲裁判断の効力についての所要の経過措置	なし
2	消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例	なし
3	個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意に関する特例	なし
<b>三 関係法律の整備</b>		
	略	